

家族信託管理口座預金特別約定

家族信託管理口座預金は別途交付します「普通預金規定」及び「決済用普通預金規定」（以下、「規定」といいます。）に定めるところに加えて、以下の特別約定（以下「特約」といいます。）に定めるところにより取扱います。

1.（特約の適用範囲）

- （1）この特約は、当金庫とこの特約を締結する個人および法人（以下「預金者」という。）の家族信託契約に基づく信託財産を管理することを目的とする特約であり、預金者が家族信託契約書を当金庫に提出し、当金庫が当該契約書を確認したものに適用します。
- （2）この特約は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用します。
 - ① 預金者が家族信託契約に基づく受託者であること
 - ② 預金者が家族信託公正証書の同一事項証明書（正本相当）もしくは全部事項出力書面（謄本相当）を当金庫に提出すること。
なお、提出いただいた同一事項証明書（正本相当）もしくは全部事項出力書面（謄本相当）は、当金庫で写しを取らせて頂いた上で、お返しします。
- （3）この特約の適用後に上記（2）各号のいずれかに該当しないことが明らかになった場合、この預金口座は、開設日に遡って、特約を適用しないものとして取り扱います。

2.（特約と普通預金規定との優劣）

この特約で定められた事項と規定で定められた事項で内容が異なる場合には、この特約が優先するものとし、それ以外の場合については、この特約の目的を害しない限度で各種規定を適用するものとします。

3.（書類の追加提示、提出等）

当金庫は口座管理に関する手続きに際し、預金規定の手続きに加え、この特約にもとづく各種手続きにおいて、家族信託契約の内容などを確認するために、各種書類の提示、提出等を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまで、信託口座に関する手続きをしないことができるものとします。

4.（預金の払戻しにおける本人確認）

本人確認について、家族信託契約に基づく受託者について確認を行うものとします。

5.（預金の払戻しの制限）

店舗窓口における預金口座からの払戻しは、口座開設店および僚店取引も可能とします。キャッシュカードによる払戻しは、全てのATMでご利用できます。

6.（申告内容に異動があった場合の申告書の提出）

預金者は、氏名、住所等の申告内容に異動がある場合、直ちに当金庫所定の書類を提出するものとします。

7.（禁止行為）

預金者は、次の各項の行為を行うことはできません。

- （1）預金の譲渡に係る契約を締結すること
- （2）預金を担保に供すること

8. (終了事由)

預金口座を解約した場合、本特約の適用は終了いたします。

9. (終了時の定め)

当金庫では、預金口座を解約した場合でも、すでに提出を受けた家族信託公正証書の写しやその他書類等の返却は行いません。

10. (家族信託契約変更・終了時の定め)

預金口座に基づく家族信託契約の内容に変更があった場合、また、家族信託契約が終了した場合は、預金者は直ちに当金庫に申し出るものとします。この場合、当金庫は、変更または終了の事実を確認するため、その事由を証する書類、その他当金庫が必要と認める書類の提出を求めることができます。

11. (免責条項)

次の各号の事由により生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

- ①特約に係る預金口座に基づく家族信託契約が無効または取消となったこと
- ②受託者に対して払い戻した資金が、家族信託契約の目的以外のために使用されたこと
- ③家族信託契約が後に無効となった場合、その無効が裁判等で確定するまでの間に当金庫に届け出られている受託者に対して預金を払い戻したこと
- ④受託者の変更・家族信託契約の終了があった場合、その事実が当金庫に届け出られる前に当金庫に届け出られている受託者に対して預金を払い戻したこと
- ⑤この特約に規定する各種書類の提出が遅延したこと
- ⑥その他預金者が提出すべき書類等に虚偽や誤り、不適切な点等があること、または当該書類等の提出が遅延したこと
- ⑦普通預金規定の解約事由その他預金者の帰責事由により、この特約に係る預金口座が解約されたこと
- ⑧不可抗力等により損害が発生したこと
- ⑨当金庫以外の金融機関の責めに帰すべき事由による損害が発生したこと
- ⑩預金者がこの特約に違反したこと
- ⑪適用法令その他の法令に変更があったこと

12. (調査協力)

国税庁等による調査が行われた場合、当金庫は、預金者の承諾なく、質問や検査に回答したり、物件提出したりするなどの協力を行います。

13. (特約の変更等)

- (1) この特約の各条項その他条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。